

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	寺 尾 健 夫
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">現代アメリカにおける構築主義歴史学習の原理と展開 －歴史像の主体的構築－</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 池 野 範 男</p> <p>審査委員 教 授 小 原 友 行</p> <p>審査委員 教 授 棚 橋 健 治</p> <p>審査委員 教 授 木 村 博 一</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文の目的は、アメリカ合衆国において 1960 年代以降進められている歴史教育改革で、開発されている歴史学習を取り上げ、構築主義の観点から歴史学習の類型化を行い、各歴史学習プランの授業構成とその原理を分析し、各類型の歴史学習の原理と授業構成の特質を解明することである。</p> <p>本論文の構成は、序章、終章を含め、2部、12の章からなっている。</p> <p>序章では、本研究の主題と課題、研究上の背景、特質と意義を述べている。現状の歴史教育の問題点を、伝達－記憶型の歴史学習が中心に展開されており、学習者が主体的に歴史理解を発展させていく学習が実現することができていないことであると指摘し、①教師の用意した知識を学習者が一方的に受容するために、歴史学習における、②学習者の歴史理解の方法や、③学習者の既有的知識や経験の活用の問題が研究されていないという研究課題を明らかにしている。</p> <p>第1章では、本研究で採用した研究方法を提示している。研究方法としては、アメリカ合衆国で先進的に展開されてきた初等および中学校段階の構築主義に基づく歴史学習プランを取り上げて分析し、その分析では認知構築主義に基づくものと社会構築主義に基づくものの2つに類型して考察する。その基盤にある構築主義歴史学習の原理と授業構成の方法的特質を解明すると述べている。</p> <p>第1部は、第2章～第5章で構成され、認知構築主義に基づく歴史学習の事例を分析し、この類型の原理と特質を解明する。</p> <p>第2章では、人物の行為の解釈に基づく歴史学習を分析するために、アマーフト・プロジェクトの単元「リンカーンと奴隷解放」を取り上げる。第3章では、出来事の解釈に基づく歴史学習を分析するために、アマーフト・プロジェクトの単元「レキシントン・グリーンで何が起こったのか」と、ホルト社会科の単元「誰がアメリカを発見したのか」を取り上げる。第4章では、時代像や社会の動きの解釈に基づく歴史学習を分析するために、ハーバード社会科公的論争問題シリーズの単元「アメリカ独立革命」と、アマーフト・プロジェクトの単元「ヒロシマ」を取り上げる。</p>			

第5章では、第2章から第4章の認知構築主義に基づく歴史学習を総合的に考察し、歴史理解の捉え方、教授－学習過程の構成、学習者と歴史・社会との関係に関する特質を検討し、研究的歴史構築学習として組織されていることを解明している。

第2部は第6章～第9章で構成され、社会構築主義に基づく歴史学習の事例を分析し、この類型の原理と特質を究明する。

第6章では、人物の行為の批判的解釈に基づく歴史学習を分析するために、Document Based Questions (DBQ) プロジェクトの世界史単元「ガンジー、キング、マンデラ」と、同じDBQプロジェクトの米国史単元「何がセイラムの魔女裁判を異常なものにしたのか」を取り上げる。第7章では、出来事の批判的解釈に基づく歴史学習を分析するために、中等歴史カリキュラム「生きている歴史！」の単元「フランス革命」と、G. Scheurmanが開発した中等単元「レキシントン・グリーン再訪」を取り上げる。第8章では、時代像や社会の動きの批判的解釈に基づく歴史学習を分析するために、中等歴史カリキュラム「生きている歴史！」の単元「新国家の憲法」と、DBQプロジェクトの米国史単元「男女平等権憲法修正条項はなぜ否決されたのか」を取り上げる。

第9章では、社会構築主義に基づく歴史学習を総合的に考察し、歴史理解の捉え方、学習者が行っている協働学習、学習者と歴史・社会との関係に関する特質を検討し、社会的歴史構築学習として組織されていることを究明している。

第10章では、構築主義歴史学習の論理と意義を考察する。第1部と第2部で明らかにした認知構築主義と社会構築主義に基づく歴史学習の原理と特質を踏まえ、構築主義歴史学習全体の論理と意義を明らかにしている。

終章では、本研究の成果を総合的にまとめて、第1の成果として、認知構築主義に基づく研究的歴史構築学習と社会構築主義に基づく社会的歴史構築学習の2つのタイプを明らかにし、第2は、各タイプにおける歴史理解の基本構造をモデル化したこと、第3は、学習内容として民主主義社会を理解する基本概念を理解させるものとなっていること、第4は、歴史学習がそれぞれ人物の行為、出来事、時代像の三層で構成され、相互に成長的な関係にあること、第5は、歴史カリキュラム改革への示唆として、「人物の行為」理解→「出来事」理解→「時代像」理解という、理解の階層性があることを解明した。

本論文は、以下の3点で評価できる。

第1は、1960年代から2000年代初頭までのアメリカ歴史教育改革を構築主義の視点で体系的に整理したこと、第2は、構築主義歴史学習の全体像を提示し、その教育目標が「歴史像の主体的構築」にあることを明らかにしたこと、第3は歴史学習における歴史理解を人物の行為、出来事、時代像の3つのレベルで分析することができ、小学校から高等学校までの各学校段階に適用可能な構成と構造をもった歴史学習であることを究明していることである。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29年 2月 6日